

令和 2 年 12 月 4 日

令和 2 年登米市議会定例会 12月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
議 案 第 102 号	令和 2 年度登米市一般会計補正予算（第 7 号）	別冊
議 案 第 103 号	令和 2 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議 案 第 104 号	令和 2 年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議 案 第 105 号	令和 2 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議 案 第 106 号	令和 2 年度登米市水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議 案 第 107 号	令和 2 年度登米市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議 案 第 108 号	令和 2 年度登米市病院事業会計補正予算（第 7 号）	別冊
議 案 第 109 号	令和 2 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
議 案 第 110 号	登米市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について	5
議 案 第 111 号	登米市火災予防条例の一部を改正する条例について	6
議 案 第 112 号	第二次登米市総合計画基本計画の改定について	8
議 案 第 113 号	第 4 次登米市行財政改革大綱の策定について	9
議 案 第 114 号	工事請負契約金額の変更について	10
議 案 第 115 号	指定管理者の指定について（登米市迫公民館及び迫勤労青少年ホーム）	11
議 案 第 116 号	指定管理者の指定について（登米市北方公民館、迫農村環境改善センター及び登米市迫青少年センター）	12
議 案 第 117 号	指定管理者の指定について（登米市新田公民館）	13
議 案 第 118 号	指定管理者の指定について（登米市森公民館）	14
議 案 第 119 号	指定管理者の指定について（登米市米谷公民館、不老仙館及び東和楼台コミュニティセンター）	15
議 案 第 120 号	指定管理者の指定について（登米市米川公民館及び登米市東和国際交流センター）	16

議案第121号	指定管理者の指定について（登米市錦織公民館及び東和勤労青少年ホーム）	17
議案第122号	指定管理者の指定について（登米市南方公民館、南方農村環境改善センター、南方歴史民俗資料館、登米市東郷公民館、南方老人福祉センター、南方定住促進センター、登米市南方東郷運動広場、登米市西郷公民館及び南方就業改善センター）	18
議案第123号	指定管理者の指定について（登米市迫B＆G海洋センター、登米市中田B＆G海洋センター及び登米市米山B＆G海洋センター）	19
議案第124号	指定管理者の指定について（登米市伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター及び迫野鳥観察館）	20
議案第125号	指定管理者の指定について（南方産地形成促進施設）	21
議案第126号	指定管理者の指定について（もくもくランド）	22
議案第127号	指定管理者の指定について（迫梅ノ木公園、迫佐沼公園及び迫大東公園）	23
議案第128号	指定管理者の指定について（登米市迫体育館、登米市迫武道館及び登米市新田総合運動場）	24
議案第129号	指定管理者の指定について（登米市中田総合体育館、登米市中田球場及び登米市諏訪公園）	25
議案第130号	指定管理者の指定について（登米市豊里運動公園及び豊里花の公園）	26
議案第131号	指定管理者の指定について（登米市石越体育センター及び登米市石越総合運動公園）	27
議案第132号	指定管理者の指定について（登米市津山林業総合センター、登米市津山若者総合体育館及び登米市津山運動広場）	28

議案第110号

登米市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

登米市職員等の旅費に関する条例（平成17年登米市条例第60号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年12月4日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

登米市職員等の旅費に関する条例（平成17年登米市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「採用された職員」の次に「のうち、当市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となった者その他市長が特に必要と認める者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第111号

登米市火災予防条例の一部を改正する条例について

登米市火災予防条例（平成17年登米市条例第215号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年12月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市火災予防条例の一部を改正する条例

登米市火災予防条例（平成17年登米市条例第215号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第12号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、第12号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第11条の2第1項第12号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、同号の前に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。

以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。

また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第11号を第12号とし、第1号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第44条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の登米市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

議案第112号

第二次登米市総合計画基本計画の改定について

第二次登米市総合計画基本計画を別冊のとおり改定することについて、登米市議会基本条例（平成23年条例第35号）第12条第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

議案第113号

第4次登米市行財政改革大綱の策定について

第4次登米市行財政改革大綱を別冊のとおり策定することについて、登米市議会基本条例（平成23年登米市条例第35号）第12条第2号の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

議案第114号

工事請負契約金額の変更について

令和2年登米市議会定例会5月特別議会において議決を得た「工事請負契約の締結について」を次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

登米市長 熊谷盛廣

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 緊急告知放送屋外拡声装置整備工事 |
| 2 | 契約の金額 | 変更前 585,750,000円
変更後 595,492,700円
増減 9,742,700円の増額 |
| 3 | 契約の相手方 | 宮城県仙台市宮城野区高砂二丁目16番地3
マスプロ電工株式会社仙台支店
支店長 安齋 久 |

議案第115号

指定管理者の指定について（登米市迫公民館及び迫勤労青少年ホーム）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、登米市公民館条例（平成17年登米市条例第83号）第14条第1項及び登米市勤労青少年ホーム条例（平成17年登米市条例第197号）第16条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

登米市迫公民館
迫勤労青少年ホーム

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
（名称） 佐沼地区コミュニティ推進協議会
（代表者名） 会長 佐藤 四郎

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第116号

指定管理者の指定について（登米市北方公民館、迫農村環境改善センター及び登米市迫青少年センター）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、登米市公民館条例（平成17年登米市条例第83号）第14条第1項、登米市農村環境改善センター条例（平成17年登米市条例第148号）第14条第1項及び登米市青少年センター条例（平成17年登米市条例第86号）第7条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

登米市北方公民館
迫農村環境改善センター
登米市迫青少年センター

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市迫町北方字富永109番地2
（名称） 北方地区コミュニティ推進協議会
（代表者名） 会長 赤坂 幸司

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第117号

指定管理者の指定について（登米市新田公民館）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市公民館条例（平成17年登米市条例第83号）第14条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

登米市長 熊谷盛廣

- 1 公の施設の名称
登米市新田公民館
- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市迫町新田字小友65番地
（名称） 新田地区コミュニティ推進協議会
（代表者名） 会長 星 昭男
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第118号

指定管理者の指定について（登米市森公民館）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市公民館条例（平成17年登米市条例第83号）第14条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

登米市長 熊谷盛廣

- 1 公の施設の名称
登米市森公民館
- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市迫町森字西表195番地
（名称） 森地区コミュニティ推進協議会
（代表者名） 会長 鈴木 香
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第119号

指定管理者の指定について（登米市米谷公民館、不老仙館
及び東和楼台コミュニティセンター）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、登米市公民館条例（平成17年登米市条例第83号）第14条第1項、登米市民俗資料館条例（平成17年登米市条例第95号）第13条第1項及び登米市東和コミュニティセンター条例（平成17年登米市条例第24号）第8条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

登米市米谷公民館

不老仙館

東和楼台コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市東和町米谷字籾荷75番地

（名称） 米谷地域づくり推進協議会

（代表者名） 会長 秋葉 茂雄

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第120号

指定管理者の指定について（登米市米川公民館及び登米市東和国际交流センター）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、登米市公民館条例（平成17年登米市条例第83号）第14条第1項及び登米市東和国际交流センター条例（平成17年登米市条例第23号）第8条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

登米市米川公民館

登米市東和国际交流センター

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市東和町米川字四十田25番地1

（名称） 米川地域振興会

（代表者名） 会長 佐藤 裕孝

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第121号

指定管理者の指定について（登米市錦織公民館及び東和勤 労青少年ホーム）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、登米市公民館条例（平成17年登米市条例第83号）第14条第1項及び登米市勤労青少年ホーム条例（平成17年登米市条例第197号）第16条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

登米市錦織公民館
東和勤労青少年ホーム

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市東和町錦織字雷神山15番地3
（名称） 錦織地域振興会
（代表者名） 会長 岩渕 俊文

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第122号

指定管理者の指定について（登米市南方公民館、南方農村環境改善センター、南方歴史民俗資料館、登米市東郷公民館、南方老人福祉センター、南方定住促進センター、登米市南方東郷運動広場、登米市西郷公民館及び南方就業改善センター）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、登米市公民館条例（平成17年登米市条例第83号）第14条第1項、登米市農村環境改善センター条例（平成17年登米市条例第148号）第14条第1項、登米市民俗資料館条例（平成17年登米市条例第95号）第13条第1項、登米市保健福祉施設条例（平成17年登米市条例第106号）第3条第1項、登米市南方定住促進センター条例（平成17年登米市条例第159号）第11条第1項及び登米市体育施設条例（平成18年登米市条例第54号）第15条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

登米市南方公民館、南方農村環境改善センター、南方歴史民俗資料館、登米市東郷公民館、南方老人福祉センター、南方定住促進センター、登米市南方東郷運動広場、登米市西郷公民館及び南方就業改善センター

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市南方町字八の森40番地1
（名称） 南方コミュニティ運営協議会
（代表者名） 会長 永浦 勝男

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第123号

指定管理者の指定について（登米市迫 B & G 海洋センター、
登米市中田 B & G 海洋センター及び登米市米山 B & G 海洋
センター）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市海洋センター条例（平成17年登米市条例第101号）第13条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

登米市迫 B & G 海洋センター
登米市中田 B & G 海洋センター
登米市米山 B & G 海洋センター

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市中田町宝江黒沼字浦38番地3
（名称） 特定非営利活動法人登米市体育協会
（代表者名） 会長 佐々木 猛

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第124号

指定管理者の指定について（登米市伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター及び迫野鳥観察館）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市サンクチュアリセンター条例（平成17年登米市条例第128号）第8条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

登米市伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター
迫野鳥観察館

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市迫町新田字前沼149番地の7
（名称） 有限会社伊豆沼農産
（代表者名） 代表取締役 伊藤 秀雄

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第125号

指定管理者の指定について（南方産地形成促進施設）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市産地形成促進施設条例（平成17年登米市条例第165号）第3条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

登米市長 熊谷盛廣

- 1 公の施設の名称
南方産地形成促進施設
- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市南方町新高石浦150番地1
（名称） 特定非営利活動法人もっこりの里
（代表者名） 理事長 永浦 清太郎
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第126号

指定管理者の指定について（もくもくランド）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市もくもくランド条例（平成17年登米市条例第195号）第3条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

登米市長 熊谷盛廣

- 1 公の施設の名称
もくもくランド
- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市津山町横山字細屋26番地1
（名称） 協同組合もくもくランド
（代表者名） 理事長 西條 孝一
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

議案第127号

指定管理者の指定について（迫梅ノ木公園、迫佐沼公園及び迫大東公園）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市都市公園条例（平成17年登米市条例第202号）第23条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

迫梅ノ木公園

迫佐沼公園

迫大東公園

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市中田町宝江黒沼字浦38番地3

（名称） 特定非営利活動法人登米市体育協会

（代表者名） 会長 佐々木 猛

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第128号

指定管理者の指定について（登米市迫体育館、登米市迫武道館及び登米市新田総合運動場）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市体育施設条例（平成18年登米市条例第54号）第15条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

登米市迫体育館

登米市迫武道館

登米市新田総合運動場

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

（名称） 文化・スポーツクラブはさま

（代表者名） 会長 佐藤 砂登史

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第129号

指定管理者の指定について（登米市中田総合体育館、登米市中田球場及び登米市諏訪公園）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市体育施設条例（平成18年登米市条例第54号）第15条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

登米市中田総合体育館

登米市中田球場

登米市諏訪公園

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市中田町宝江黒沼字浦38番地3

（名称） 特定非営利活動法人登米市体育協会

（代表者名） 会長 佐々木 猛

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第130号

指定管理者の指定について（登米市豊里運動公園及び豊里花の公園）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、登米市体育施設条例（平成18年登米市条例第54号）第15条第1項及び登米市都市公園条例（平成17年登米市条例第202号）第23条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

登米市豊里運動公園
豊里花の公園

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市豊里町上屋浦51番地2
（名称） 特定非営利活動法人とよさとマイ・タウンクラブ
（代表者名） 理事長 佐々木 貞幸

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第131号

指定管理者の指定について（登米市石越体育センター及び 登米市石越総合運動公園）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市体育施設条例（平成18年登米市条例第54号）第15条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

登米市石越体育センター

登米市石越総合運動公園

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市石越町南郷字矢作122番地2

（名称） 特定非営利活動法人いしこしENJOYクラブ

（代表者名） 理事長 金 輝彦

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第132号

指定管理者の指定について（登米市津山林業総合センター、
登米市津山若者総合体育館及び登米市津山運動広場）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、登米市津山林業総合センター条例（平成17年登米市条例第178号）第14条第1項及び登米市体育施設条例（平成18年登米市条例第54号）第15条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

登米市津山林業総合センター
登米市津山若者総合体育館
登米市津山運動広場

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市津山町柳津字黄牛田高畑59番地
（名称） つやまモクモクススポーツクラブ
（代表者名） 会長 佐藤 秀孝

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで